

令和6年第18回渋谷区教育委員会定例会会議録

- 1 開会日時 令和6年9月19日（木）午前10時00分
- 2 閉会日時 令和6年9月19日（木）午前11時20分
- 3 場 所 渋谷区役所4階教育委員会室
- 4 出席者

（委員）

教育長 伊藤 林太郎
委員 大日方 邦子
委員 田丸 尚稔

委員 平岩 国泰
委員 加藤 良太郎
委員 松本 理寿輝

（事務局職員）

教育委員会事務局次長
教育政策課長
未来の学校担当課長
未来の学校担当課長
学務課長
教育指導課長
教育センター所長
地域学校支援課長

篠原 保男
齋藤 貢司
堀江 崇
岡部 尚徒
横手 麻理
安部 忍
間嶋 健
山口 勝

（書記） 島田 直子 谷口 彩香

- 5 会議の概要 別紙のとおり

協議

- (1) 渋谷区教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行状況の点検及び評価報告書について

[資料1：令和6年度渋谷区教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行状況の点検及び評価報告書（評価対象：令和5年度）]

報告

- (1) 旅館業法に基づく旅館業営業許可申請について

[資料2：旅館業法に基づく旅館業営業許可申請について]

- (2) 神南小学校の建て替えについて

[資料3：神南小学校の建て替えについて]

- (3) 学校事故報告について

[資料4：令和6年度学校から報告のあった事故一覧 4月～8月]

議事運営等

- 令和6年第18回教育委員会定例会を開会
- 議事録署名に平岩委員を指名

■ 教育長報告要旨

○ まず、探究「シブヤ未来科」の視察やメディアの取材が多数あった。9月9日は、笹塚中学校にBSテレビ東京の「池上彰のSTEAM教育革新」という番組の取材が入った。デジタルコンテンツのInspire Highを活用した探究の授業の様子が、10月6日16時に放送される予定である。9月12日には、読売新聞社が千駄谷小学校を取材し、中野校長がインタビューに答えた。9月17日には、つくば市教育委員会が神南小学校に、東京学芸大学と東京大学が西原小学校に視察訪問を行った。本日は鳥取県教育委員会と文科省が笹塚小学校に、静岡県教育委員会と法政大学、立命館大学が代々木山谷小学校に視察訪問の予定である。次に、「未来の学校」関連である。9月9日にスポーツセンター仮設校舎、西原キャンパスの工事説明会を実施した。近隣の方41人の参加があり、工事車両の搬入ルートや近隣住宅の家屋調査についての質問をいただいた。また、9月7日に松濤中学校、14日に広尾中学校の新入生向け学校説明会が開催された。2校については、来年度9月より青山キャンパスへ移転し、入学する生徒は中学校生活を青山キャンパスで過ごすことから、説明会には事務局職員も参加し、青山キャンパスの魅力を伝え、安心感を持って入学できるよう説明をした。

◆ 協議 1

渋谷区教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行状況の点検及び評価報告書について

—◇ 説明要旨 —————

(※別紙資料1に基づき教育政策課長が説明)

○ 「令和6年度 渋谷区教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行状況の点検及び評価報告書」案について説明する。5月2日の定例会において決定いただいた事業について、8月2日に学識経験者からいただいた意見を取りまとめたものを協議するものである。なお、学識経験者からの意見については、既に、本人の確認をいただいたものとなっている。報告書案の概要について説明する。今回の報告書は、令和5年度実施の事業を点検・評価の対象としている。目次に続き、報告書1ページは、例年同様、趣旨を記載し、実施方法については、2ページ(1)に記載のとおり、基本構想、長期基本計画、実施計画における主要施策のうち、17事業について点検・評価を行うことを記載している。また、法の規定により、学識経験者の知見の活用を図

ることとなっていることから、(3)のとおり、今年度は、新たに学校法人文化学園理事長清水孝悦先生と、國學院大學人間開発学部子ども支援学科教授鈴木みゆき先生にお願いし、意見を頂いている。3ページには、令和5年度の渋谷区教育委員会の活動における特徴的な取組として、ICT教育、服部栄養専門学校と連携した「渋谷ワンダフル給食プロジェクト」、未来の渋谷区の創り手となる人材の育成を目指した「シブヤ未来科」教育、教育相談、不登校児童・生徒への支援の充実、放課後クラブの取組の5項目を述べている。4ページには、渋谷区教育大綱を掲載し、5ページから11ページにかけて、令和5年度における渋谷区教育委員会の教育目標と基本方針を記載している。12ページ、13ページには、対象事業について、基本構想等を踏まえて記載しており、表の項目は、長期基本計画、実施計画の項目、事業名及び所管を記載している。14ページ以降は、点検・評価シートである。点検・評価シートについては、これまで教育委員から指摘いただいた点を踏まえ、見直しを図っている。今後の流れであるが、本日協議をいただき、その結果を踏まえて、11月7日の定例会に議案として提出させていただきたいと考えている。

—◇質疑応答 —————

(松本委員)

○「事業計画及び実施状況」の欄に「事業計画」・「アウトプット指標」が記載されているが、これらはいつ、どのように定めているのか。

(教育政策課長)

○令和6年度の「事業計画」・「アウトプット指標の予定」については、令和5年の夏から秋の予算編成時に、これまでの実績を踏まえ、定めている。

(松本委員)

○視点を深めたいところが「事業計画」になるということか。

(教育委員会事務局次長)

○区の長期基本計画・実施計画に定めているものについては「事業計画」に入れ、また、それ以外に必要なものについては予算編成時に「事業計画」を立てている。

(松本委員)

○「アウトプット指標」の「実績」に対して、「予定」はどうだったかは記載しないのか。

(教育政策課長)

○現状は「実績」と「予定」が比較できるようにはなっていない。

(平岩委員)

○マネジメントの在り方として、振り返るときに「予定」があった方が良い。
何を狙って、結果がどうだったのかを見る。来年からでも実施してほしい。

(教育政策課長)

○来年に向けて検討する。

(田丸委員)

○目標に「質」、結果に「量」が記載されているところもあり、わかりづらい。
目標に「量」を入れるとか、「質」的な評価を入れるとわかりやすい。

(教育長)

○「渋谷区教育大綱」の「7つの力」が身についたかどうかの評価の枠組みも考えたい。

(田丸委員)

○主体者がその時点でどのように思っているのかの意識調査がわかりやすい。
ウェルビーイングで測ることを検討願いたい。27ページの「ワンダフル給食プロジェクト」については、「子供の声」が報告に入れられると良い。

(学務課長)

○今年度から給食の単価を上げたこともあり、毎日の給食についても満足度を測るべく、給食全体に関するアンケートをとっているので、来年度の報告書に入れていきたい。

(教育委員会事務局次長)

○教育委員会事務局の所掌事業は200程度あり、記載方法の見直しはなかなか物理的にも厳しいものがあるが、次年度に向けて見直しを検討し、「渋谷区教育大綱」の「7つの力」と組み合わせるのか、別にするのかについても検討したい。

(大日方委員)

○外部評価の学識経験者について、昨年度までと変わったのか。

(教育政策課長)

○田村哲夫先生が年齢等を理由に辞退されたので、清木孝悦先生が新規である。
鈴木みゆき先生は、継続である。

(大日方委員)

○新しい視点が入っていると思った。外部からの評価をどう施策に生かすかが重要である。いただいた意見を踏まえてどのように変えたのかがわかるようにしてほしい。

(松本委員)

○39ページのイラストが気になる。ネガティブな印象を受ける。

(教育センター所長)

○イラストを外すことを検討する。

—◇議事結果 —————

○協議終了とする。

◆報告 1

旅館業法に基づく旅館業営業許可申請について

—◇説明要旨 —————

(※別紙資料2に基づき教育政策課長が説明)

○旅館業法に基づく旅館業営業許可申請について2件報告する。まず、1件目について「1 概要」であるが、申請地及び申請者は記載のとおりである。営業の種別は「旅館・ホテル営業」、名称は記載のとおりである。今回の申請においては、申請地が幡代小学校から約110メートルのところにあり、旅館業法第3条第4項に規定されている「敷地の周囲おおむね100メートルの区域内」に該当するため、渋谷区保健所から教育委員会の意見が求められているところである。次に、「2 検討」であるが、3つの観点から検討した結果を記載している。まず、(1) 建築物の立地上の観点であるが、当該建築物の周辺には、当該建築物と同等の高さの建物が建築されており、また、幡代小学校までの距離が約110メートル離れていることから、建物より学校生活をふかンできる可能性はない。次に、(2) 通学路上の観点であるが、周囲は通学路に指定されており、ホテルに出入りする者等との関係において、児童の通学上の安全確保が必要になるものとする。そのため、事業者に対しては、運営に係る車両の通行や物品等の搬出入時の場合等、通学路を利用する児童には十分注

意すること、また、宿泊者のマナーやルールを徹底し、責任を持って管理されることについて、従業員等に対する周知等を徹底することを確認している。次に、(3) 事業者への確認であるが、清純な施設環境が害されるおそれがないことを確認するため、書面にて、当該施設は旅館業法に基づく旅館・ホテル営業であること、利用想定者は訪日外国人観光客や日本人観光客としていること、安全対策として、緊急事態発生時は委託している代行会社が10分程度で駆け付け対応を行うこと、開設後においても児童の安全確保について必要に応じて教育委員会、幡代小学校と協議する場を設けることについて確認している。これらを踏まえて、「3 今後の対応」であるが、申請者が教育の理念をきちんと認識し、児童の通学上の安全確保及び学習環境に留意して運営されるのであれば、清純な施設環境が著しく害されるおそれはないものとする。その上で、施設開設後においても、児童の安全確保において、必要に応じて、教育委員会、幡代小学校と協議する場を設けることを要望する旨を回答したいと考えている。3 ページに保健所からの照会文、4 ページ、5 ページに事業者からの回答内容、以降に、旅館業構造設備の概要、旅館業法の抜粋、渋谷区ラブホテル建築規制条例の抜粋を参考までに付けている。次に、2 件目について「1 概要」であるが、申請地及び申請者は記載のとおりである。営業の種別は「旅館・ホテル営業」、名称は記載のとおりである。今回の申請においては、申請地が中幡小学校から約70メートルのところにあり、旅館業法第3条第4項に規定されている「敷地の周囲おおむね100メートルの区域内」に該当するため、渋谷区保健所から教育委員会の意見が求められているところである。次に、「2 検討」であるが、3つの観点から検討した結果を記載している。まず、(1) 建築物の立地上の観点であるが、当該建築物の周辺には、当該建築物と同等の高さの建物が建築されており、また、中幡小学校までの距離が約70メートル離れていることから、建物より学校生活をふかnderる可能性はない。次に、(2) 通学路上の観点であるが、周囲は通学路に指定されており、ホテルに出入りする者等との関係において、児童の通学上の安全確保が必要になるものとする。そのため、事業者に対しては、運営に係る車両の通行や物品等の搬出入時の場合等、通学路を利用する児童には十分注意すること、また、宿泊者のマナーやルールを徹底し、責任を持って管理されることについて、従業員等に対する周知等を徹底することを確認している。次に、(3) 事業者への確認であるが、清純な施設環境が害されるおそれがないことを確認するため、書面にて、当該施設は観光用ホテルであること、利用想定者は訪日外国人観光客や日本人観光客としていること、安全対策として、緊急事態発生時は委託している管理業者が10分程度で駆け付け対応を行うこと、開設後においても児童の安全確保について必要に応じて教育委員会、中幡小学校と協議する場を設けることについて確認している。これらを踏まえて、「3 今後の対応」であるが、

申請者が教育の理念をきちんと認識し、児童の通学上の安全確保及び学習環境に留意して運営されるのであれば、清純な施設環境が著しく害されるおそれはないものとする。その上で、施設開設後においても、児童の安全確保において、必要に応じて、教育委員会、中幡小学校と協議する場を設けることを要望する旨を回答したいと考えている。2 ページに保健所からの照会文、3 ページ、4 ページに事業者からの回答内容、以降に、旅館業構造設備の概要、旅館業法の抜粋、渋谷区ラブホテル建築規制条例の抜粋を参考までに付けている。

—◇質疑応答 —————

(大日方委員)

○2 件について、丁寧に説明いただいたが、まとめて説明していただいて構わない。

—◇議事結果 —————

○了承する。

◆報告 2

神南小学校の建て替えについて

—◇説明要旨 —————

(※別紙資料 3 に基づき未来の学校担当課長が説明)

○神南小学校の建て替えについて報告する。初めに、「1 経緯」についてである。令和 3 年に公園通り西地区市街地再開発準備組合から、神南小学校の建て替えについて、市街地再開発事業の公共施設整備の一環として取り組みたい旨の提案を受けた。この提案を受け、令和 4 年 6 月に学校関係者や地域住民を委員とした「神南小学校建て替え準備委員会」を設立し、新しい神南小学校についての検討が始まっている。その後、準備組合から令和 5 年 5 月に基本計画書、令和 5 年 12 月に基本設計書を受理している。現在、検討は実施設計フェーズへと進んでいる。次に、「2 新校舎建物概要」についてである。施設名称は、神南小学校。場所は、渋谷区宇田川町 5 番 1 号。建物構造は、鉄筋コンクリート造一部鉄骨造を想定している。建物階数は、地上 5 階の予定である。敷地面積は約 7,700㎡、延べ面積は約 11,800㎡で計画している。なお、敷地面積は既存の神南小学校と同じである。次に、「3 新校舎整備について」である。(1) 案内図について、建て替え準備委員会と協議を重ねてきたが、校舎を北側に配置することで、南側から普通教室の採光や運動場の面積も最大限確保できる。また、校舎内にプールと体育館を併設させることで児童や地域開放の利用者もアクセスしやすく、総合的にメリットが多いため、本配置で検討を進めている。また、再開発棟敷地（渋谷ホ

ームズ)を囲む区道の一部は、広場として再整備される予定である。(2) 平面図については、基本設計終了時点の1階から5階までの図面を掲載している。色が塗られている箇所は、準備組合から整備費負担を求められている、従来の標準的な小学校にはない「未来の学校」に必要な仕様に係る部分である。具体的には、赤色で塗られている箇所が「地域開放の拡大」部分、4階・5階の赤枠で囲まれている箇所は、同じく「地域開放の拡大」として、従来の面積より増加している項目を表している。黄色で塗られている箇所が「未来の学び」の部分である。なお、平面図に記載はないが、廊下などの共用部のスペースは、諸室の負担割合に応じて、区と準備組合で按分して整備費を負担する。(3) 整備費について、令和6年9月3日に準備組合から区に対して、神南小学校の総整備費である約114億円のうち、区への負担願い額として約34億円が求められている。最後に、「4 今後の予定」についてである。現在、新しい神南小学校の施設性能に関わる要求水準書を作成している。令和6年11月までに作成した上で、準備組合に提示する予定である。青山キャンパスへの引っ越しは令和8年の夏休み、既存校舎解体工事は令和8年9月から開始予定である。なお、新校舎への引っ越しは令和11年の夏休みを予定している。

—◇質疑応答 —————

(平岩委員)

○赤色の部分を地域開放することだが、対象は誰か。

(未来の学校担当課長)

○近隣住民に限らず、広く開放したいと考えている。

(平岩委員)

○学校に地域開放の担当者が常駐するのか。

(教育委員会事務局次長)

○教員が管理するのではなく、外務委託で施設開放が担えるかなど、新しい学校の維持管理については事務局で検討中である。

(平岩委員)

○教育の負担を減らすことは大事である。他自治体の事例も調べて検討してほしい。

(大日方委員)

○3階の白色の部分の「更衣室」は、児童が使用するのか。

(未来の学校担当課長)

○児童用の更衣室である。

(大日方委員)

○教室で着替えるのではなく、更衣室で着替えるのは良いと思う。3階で着替えて5階のプールに行くのか。

(未来の学校担当課長)

○プール更衣室は、5階の図面の「管理諸室」に更衣スペースを設けている。

(大日方委員)

○体育館やプールを地域の方が使うときに、更衣室との動線が問題になることがあるので、よく検討していただきたい。

(松本委員)

○地域開放を活用して、収入を得ることは可能なのか。その収入を外部委託の費用などに充てられると良いと思ったがいかがか。

(未来の学校担当課長)

○現在、温水プールでは利用料金をいただいております、同様の取扱いとする予定である。イベントについては、一定の枠組みはあるが全くできないということはない。体育館については、実費程度をいただくことも検討していく。

(松本委員)

○立地も良いので、体育館をフェンシングの大会で使うなどの活用はあり得るのか。

(未来の学校担当課長)

○例えば、中学校のフェンシング大会といったものであれば可能である。

(教育長)

○教育委員会が施設の使用許可を行うことになるが、全国一律の基準があるわけではない。商業的なものについては使用許可できない。

(加藤委員)

○車の動線がタイトであると思う。駐車場について十分な場所がとられているか。

(未来の学校担当課長)

○現在神南小学校に駐車場はないが、5台止められるように計画した。大きさは一般的なものである。

(加藤委員)

○すぐ近くに民間の駐車場があるということか。

(未来の学校担当課長)

○車での子供はもともと少なく、主に事業者の利用を想定している。

(大日方委員)

○地域開放で車利用をせざるを得ない人の動線を考えておいてほしい。西門側は子供の通学路になる前提か。

(未来の学校担当課長)

○地域開放で車利用をせざるを得ない人については、配慮できるよう検討する。児童の通学は東門からとし、西門は非常時の門と考えている。車は車両出入口を使用し、人と車は分けるようにしている。

(田丸委員)

○「引越し」は「夏休み」とあるが、新学期前ではないのか。

(未来の学校担当課長)

○「夏休み」の方が期間を確保できるし、春は教員に諸々の準備があり、引越しは難しい。

――◇議事結果――

○了承する。

◆報告 3

学校事故報告について

――◇説明要旨――

(※別紙資料 4 に基づき教育指導課長が説明)

○4月から8月までに発生した学校事故について報告する。総件数は38件で

あった。校種別では、幼稚園が３件、小学校が２０件、中学校が１５件となっている。交通事故は４件あった。事故発生の状況は、下校中に車道に飛び出して車と接触した事故が２件、自転車で走行中に転倒した事故が２件となっており、いずれの事故も小学生である。引き続き、登下校における安全な歩行の仕方や自転車の乗り方について、交通安全指導を徹底するよう学校に指導していく。また、けがの程度について、骨折が５件あった。うち、小学生が自転車で走行中に転倒して左腕を骨折した事故が１件であった。他の４件は中学生で、登校時に昇降口で滑って転倒し右手を骨折、体育の時間にリレーの練習をしていて足をくじき左足を骨折、バスケットボールをしていて転倒し、左足首を強くひねって骨折、幅跳びの練習中に臀部から着地して尾てい骨を骨折という事故であった。交通安全指導と合わせて、学校生活におけるけがや事故の防止、体育の授業中における安全指導について徹底するよう学校に指導していく。

—◇質疑応答 —————

(大日方委員)

○自転車の交通事故の記載があるが、親に正しい自転車の乗り方を指導しないと子供がきちんと学べないと思う。そういった機会があると良い。

(教育指導課長)

○親への直接の指導は難しい。夏休み前の児童・生徒への指導を通じて学んでほしい。

(加藤委員)

○骨折が減っている。何か指導をしたのか。

(教育指導課長)

○明確な原因は分からないが、保健体育の授業で怪我の防止について指導したことなどが考えられる。

(大日方委員)

○Ｎｏ．６とＮｏ．５は記載内容が似ているが、別の事故か。

(教育指導課長)

○同じ学校の集団で起きた複数名の事故である。

—◇議事結果 —————

○了承する。

議事終了 閉会

上記記載の記録について相違ないことを認め、ここに署名する。

教育長 伊 藤 林太郎

委 員 平 岩 国 泰